

●香川県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年10月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市昭和町二丁目甲1717番 1地先から	前	7.0～8.3	150	緊急地方道路整備 事業による現道拡 幅
観音寺市昭和町三丁目甲1738番 1地先まで	後	7.0～13.7	150	